

決 定 理 由 書

本市は、平成30年6月、陸前高田市景観計画（以下「本計画」という。）を策定し、屋外広告物も含めた景観形成基準を設け、景観行政事務を行っている。まちづくりの進展に伴い、より実効性が高く分かりやすい景観行政運営を進めるため、本計画を改正するとともに、屋外広告物条例の制定、関連都市計画の決定等をめざしている。

とりわけ、高田松原津波復興祈念公園の周辺地域については、祈念公園の設置目的に鑑み、自然環境との調和を図り、まちなみの連続性や統一感を創出する必要があることから、建築物の形態意匠や高さの最高限度等を制限する都市計画景観地区として、本案のように「陸前高田景観地区」を決定しようとするものである。